平成２１年（フ）第２０１号
千葉県印西市草深1210番地８
債務者　千葉井正子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２０７号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　24棟105号
債務者　栗坂　光雄
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２１２号
千葉県佐倉市上志津1672番地10　ローズタウンＢ棟111号
債務者　平野　幸治
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２１３号
千葉県佐倉市城204番地309
債務者　野田　智美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２２５号
千葉県富里市七栄204番地60　ドリームブラッサムＶ103
債務者　辻　栄次郎
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２３０号
千葉県富里市御料910番地９　ジュネスサトミ102
債務者　三上　弘秋
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２３１号
千葉県成田市多良貝245番地2717
債務者　石井　良市
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２３２号
千葉県八街市文違156番地８
債務者　鈴木　利広
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２３３号
千葉県八街市文違156番地８
債務者　鈴木　早苗
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２５８号
盛岡市玉山区芋田字武道23番地
債務者　小野寺啓祐
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４６７号
埼玉県朝霞市膝折町３丁目５番22号　サンヴィレッジ朝霞Ｃ―202
債務者　曽我　英美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４６８号
埼玉県朝霞市膝折町３丁目５番22号　サンヴィレッジ朝霞Ｃ―202
債務者　曽我　　幸（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６３０号
さいたま市見沼区大字中川362番地２
債務者　川人左知子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６６７号
さいたま市浦和区上木崎４丁目９番20号　エノキビル202
債務者　松山　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６８５号
埼玉県川口市青木４丁目21番２―804号　リバピア川口青木
債務者　辻　　幸三
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７０５号
埼玉県北本市石戸５丁目119番地４
債務者　大木　康弘
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７５１号
埼玉県上尾市大字平塚2435番地15
債務者　西川　寿史
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係